

平成20年度第2回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。
- 2 開催日 平成21年1月23日（金）午後2時から
- 3 開催場所 鹿沼市役所302会議室西
- 4 出席委員 委員長 田島隆雄
委員 高橋克行
委員 染宮守
委員 和田尚久
- 5 審議対象期間 平成20年5月1日から平成20年11月30日
- 6 対処案件 総数 265件
抽出案件 11件（内訳）指名競争入札 11件

議事等の概要

1 報告事項

(1)入札制度の改正について

事務局 平成20年度12月からの入札制度改正の内容を説明した。

委員 最低制限価格算出の、各項目にかける%の値の根拠は何か。

事務局 国のモデルケースでの値である。県や他市も同様の取り扱いをしている。

委員 総合評価落札方式とはどういうものか。

事務局 地方自治法に定められている入札方式である。ただ、工事の起案から落札者決定までに期間を要することなどから、現在試行的に実施している。

委員 数値的判断基準での失格はどのように公表するのか。

事務局 5項目のうち1つでも該当しない項目がある場合、失格となり調査の対象外となる。12月改正のため数値的判断基準での調査の実績はないので、公表方法は検討中である。

委員 分かりやすい資料を次回に求める。

(2)発注状況について

事務局 平成20年5月1日から11月30日までの発注状況について説明した。

(3)抽出結果報告

和田委員から抽出事案を選定した理由について報告があった。

2 審議事項

(1)「出水不良管布設替工事（茂呂）」について

- ・工事箇所 鹿沼市茂呂
- ・水道部施設課発注

(2)「出水不良管布設替工事（下武子町）」について

- ・工事箇所 鹿沼市下武子町
- ・水道部施設課発注

(3)「出水不良間布設替工事(府所町)」について

- ・工事箇所 鹿沼市府所町
- ・水道部施設課発注

(4)「出水不良管布設替工事（緑町1丁目）」について

- ・工事箇所 鹿沼市緑町1丁目
- ・水道部施設課発注

- (5) 「貝島西地区都市計画道路 3・5・207 貝島西通り水道管布設工事」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市貝島町
 - ・ 都市建設部貝島西土地区画整理事務所発注
- (6) 「平成 20 年度老朽管更新工事（上殿町）」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市上殿町
 - ・ 水道部施設課発注
- (7) 「平成 20 年度老朽管更新工事（白桑田）」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市白桑田
 - ・ 水道部施設課発注
- (8) 「貝島西地区区画道路 6-15 号線外水道管布設工事」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市貝島町
 - ・ 都市建設部貝島西土地区画整理事務所発注
- (9) 「口栗野簡水配水管布設替工事（久野）」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市久野
 - ・ 水道部施設課発注
- (10) 「配水管新設工事（奈佐原町）」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市奈佐原町
 - ・ 水道部施設課発注
- (11) 「夾雑物排出装置設置工事(下粕尾)」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市下粕尾
 - ・ 水道部施設課発注

3 抽出案件についての主な質疑

委員 業者の選定方法はどのようにしているか。

事務局 発注工事において専任で配置が可能な技術者がいるかどうかで指名している。

委員 異なるランクの業者を指名する理由は何か。

事務局 同じランク内の業者において配置技術者等の関係から、要綱に示す指名数に満たない場合、異なるランクの業者を指名している。Cランクの場合はBランクから、Bランクの場合は、金額に応じてAランクやCランクからも指名する。今回のBランクの工事はBランク対象工事金額でも低い金額のため、Cランクを加え選定した。

委員 抽出案件の内、1件の工事が指名数が少ないのはなぜか。

事務局 同時期に同種工事が多く発注されたことや、他の手持ち工事の関係もあり、技術者の数から、指名できる業者が不足となったためである。選定要綱の規

定数には沿っている。

委員 落札件数の多いもう1社が、今回の抽出案件に指名されていないがなぜか。

事務局 当該業者はAランクのため、今回抽出された案件には指名していない。

委員 指名通知の際、業者側から入札参加を拒む意思表示はあるか。

事務局 その際は辞退の届出を提出してもらおう。辞退については自由である。

委員 辞退の理由によって、今後の指名に影響はあるか。

事務局 業務を続けることが出来なくなった、等の理由でないならば、影響はない。

なお、入札に参加しない旨の連絡が無い棄権の場合は考慮させていただくことがある。

委員 辞退した業者も指名数にカウントされているのか。

事務局 指名数は要綱で決まっている。なお、入札については辞退があっても2者以上であれば競争性があるため、入札は成立する。

4 指名停止の運用状況について

事務局 平成20年5月1日から11月30日までの指名停止の状況について、本市に関係するものを主体に説明した。

また、指名停止には至らなかったが、文書による注意を行った案件についても、口頭で説明した。

委員 指名停止理由が契約辞退で同様だが、期間が異なるものがあるのはなぜか。

事務局 発注者が本市か他自治体かである。

委員 契約辞退以外での指名停止で、県と対応が異なるものがあるようである。

事務局 県では期間加算規定がある。市は整理をしているところである。

委員 契約辞退の入札はやり直しとなるのではないか。

事務局 最低応札価格で、次順位以降の者と随意契約となる。

委員 こういったことは民間工事でも実例がある。

5 その他

・平成20年5月1日から11月30日に談合情報及び再苦情はないので、今回資料提出はしてない旨説明。

・次回の抽出委員は染宮委員になる旨説明。

・次回委員会は7月に開催するが、日時の決定は日程調整のうえ後日とする。

・次回、総合評価落札方式及び、低入札価格調査制度における失格の公表方法についての資料と説明の要望が委員から出されたため了承した。

6 閉 会 午後3時50分